

前橋市交通指導員条例の廃止について（議案第 87 号）

交通政策課

1 廃止の理由

地方公務員法の改正により、特別職非常勤職員の要件が厳格化されることに伴い、本市に設置する交通指導員を廃止し、当該業務を委託する。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

3 附則で改正する条例

前橋市交通安全条例

交通指導員の任用の見直しについて

地方公務員法の改正により、特別職非常勤職員の要件が厳格化されることに伴い、本市の交通指導員の任用について、次のとおり見直します。

	現行 (R2. 3. 31まで)	見直し後 (R2. 4. 1から)
見直し内容	特別職非常勤職員として任用(本市に設置する前橋市交通指導員として市長が委嘱)	業務委託(交通指導用務を市長が委嘱)
根拠規定	前橋市交通指導員条例、前橋市交通指導員条例施行規則	要綱を制定予定
業務内容	交通の安全の保持のために必要な指導等を行う。	現行どおり
指導員の数	178人以内	現行どおり
報酬等	報酬(年額14万円)を支払う。	報償費(金額は現行をベースに検討中)を支払う。
制服等	制服及び装備品を貸与	現行どおり